

# 三木町公共下水道事業経営戦略

令和3年3月

三 木 町

## 目 次

第1章 はじめに	1
第2章 事業概要	
1. 三木町公共下水道の経緯	3
2. 事業の現況	
(1) 施設	4
(2) 使用料の概要等	5
(3) 組織	7
3. 民間活力の活用等	7
4. 経営比較分析表を活用した現状分析	8
第3章 将来の事業環境	
1. 処理区域人口及び水洗化人口の予測	14
2. 有収水量の予測	17
3. 使用料収入の見通し	18
4. 施設の見通し	18
5. 組織の見通し	19
第4章 経営の基本方針	
1. 公共下水道事業の役割	20
2. 経営方針	20
第5章 投資・財政計画	
1. 投資・財政計画について	
(1) 収支計画のうち投資についての説明	22
(2) 収支計画のうち財源についての説明	24
(3) 収支計画のうち投資以外の経費についての説明	25
2. 経営指標について	28
3. 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組	
(1) 今後の投資についての考え方・検討状況	30
(2) 今後の財源についての考え方・検討状況	30
(3) 投資以外の経費についての考え方・検討状況	31
第6章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	32

## 第1章 はじめに

### 1. 経営戦略策定の意義

下水道事業については、総務省より「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日付総務省自治財政局公営企業三課室長通知）において、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画である「経営戦略」の策定が地方公共団体に要請されているところです。

三木町（以下「本町」）の公共下水道事業は、本事業を財政的な見地から検証、分析、課題等の抽出をし、安定的・継続的な事業運営を推進するための中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定します。

### 2. 経営戦略策定の方向性

公共下水道事業に求められる役割を果たし、事業を将来にわたって継続的に運営していくため、次のような点を重視して経営戦略を立案し、同戦略に基づく合理的な経営を推進していくものとします。

#### （1）現状分析と将来予測

下水道事業に関する現状分析、将来予測や経営環境の類似する団体との比較分析に基づき経営戦略を策定します。

#### （2）実現可能な戦略

下水道事業における管路施設、処理施設等の状況を踏まえた「投資試算」と、使用料収入、一般会計からの繰入金、企業債、受益者分担金などの「財源試算」を行い、担当部局との調整を図った上で経営戦略を策定します。

#### （3）経営健全化の取組の推進

投資（支出）と財源（収入）を均衡させ安定的な経営を実現するため、組織運営の効率化や人材育成、新たな経営資源の確保策など、経営健全化に向けた取組を経営戦略において整理し、推進していきます。

### 3. 計画の期間

経営戦略は中長期的な経営の基本計画であることから、本町においては計画期間を令和3年度から令和12年度までの10年間とし、実効性のある経営戦略を策定し、経営基盤の強化等を図ります。

#### 4. 経営戦略の位置付け

国は、保有資産の老朽化に伴う大量更新期の到来、人口減少等に伴う使用料収入の減少等により公営企業の経営環境が厳しさを増していることから、平成26年8月に「公営企業の経営に当たっての留意事項について」を通知し、地方自治体に経営戦略の策定を要請しています。

これを受けて、三木町公共下水道事業経営戦略は、令和3年度から令和12年度までの10年間における中長期的な経営方針として策定するものです。

なお、同戦略は、「第2期三木町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ策定するものであり、今後の下水道事業の上位計画として、公共下水道事業における主要施策や予算に反映することとします。

■策定日：令和3年3月

■計画期間：令和3年度～令和12年度

## 第2章 事業概要

### 1. 三木町公共下水道の経緯

三木町の下水道事業は、平成17年度に下水道整備の優先度が高い人口密集地域を対象とする「事業計画」を策定、事業認可を得て下水道事業に着手しました。

平成19年度には、農業集落排水事業で整備を進めてきた井上南部地区の汚水を公共下水道の区域外流入として受け入れる計画に変更しました。

その後、平成21年度から下水道事業は一時中断となったものの、平成25年度に人口減少傾向など社会情勢の変化を考慮し、計画人口及び計画汚水量原単位、処理方式を変更するとともに、三木町全体の下水道事業等の見直しに着手しました。併せて、南部地区の一部を事業計画区域に追加するとともに農業集落排水事業三木東地区の汚水を公共下水道で受け入れる計画に変更し、事業を再開しました。

平成29年度においては、管路施設の整備が完了した農業集落排水事業井上南部地区について、公共下水道の事業計画区域に位置付ける計画に変更しました。

令和元年度においては、南部地区の全域を事業計画区域に追加し、令和2年度においては、北部地区の全域を事業計画に追加し、下水道の普及促進を図ることとし、加えて、管路施設の整備が完了した農業集落排水事業三木東地区について、公共下水道の事業計画区域に位置付ける計画に変更しました。

三木浄化センターについては、管路施設の整備状況を踏まえ段階的に整備していく計画とし、第一期工事として計画汚水量1,500m<sup>3</sup>/日の建設に着手、平成29年8月に竣工し、同年9月から汚水処理を開始しました。このことに伴い、公共下水道事業では、平成29年9月から一部地区で供用を開始し、その後、順次、供用開始区域を拡大し、令和2年4月時点で152.1ha（農業集落排水事業から編入した井上南部地区50.0haを含む）の区域が供用を開始しています。

また、農業集落排水事業井上南部地区及び三木東地区については、公共下水道区域に編入したことに伴い、公共下水道事業において維持管理等を担います。今後、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づく財産処分制限期間が経過した後に、関係機関と協議の上、財産（管路施設）についても公共下水道事業に移管する予定です。

## 2. 事業の現況

### (1) 施設

本町の公共下水道事業の全体計画の概要は、次に示すとおりです。また、事業の現況は、図表2.1に示すとおりとなります。

事業名：三木町公共下水道事業

事業期間：平成17年度～令和26年度

計画面積：507.3 (ha)

計画人口：11,310 (人)

表2.1 事業の現況

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成29年9月 (供用開始後3年)	法適(全部適用・一部適用) 法非適の区分	法非適 (令和6年度より一部 適用の予定)
処理区域内人口密度	4,501.32 人/㎢	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	1 処理区(三木処理区)		
処理場数	1 処理場(三木浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成29年度に農業集落排水事業(井上南部地区)を公共下水道事業に統合し、令和2年度に農業集落排水事業(三木東地区)を統合する予定であり、事業の最適化を図っている。 また、令和2年6月1日に設立された香川県汚水処理事業効率化協議会に参画し、汚水処理事業の広域的な連携や共同実施など広域化・共同化に向けた取り組みを進めている。		

※1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域公共下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じた最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

## (2) 使用料の概要等

本町の公共下水道の使用料は、次に示すとおりです。

一般家庭用と業務用の区別はなく、基本水量と従量制を併用した料金体系とし、水道の使用量を基に料金算出を行っています。

また、使用料の徴収は、令和元年度までは毎月徴収を行っていましたが、令和2年度より2か月毎の徴収に変更となっております。

- 1か月の使用料金（2か月の使用料金）【税抜き】
- 基本料金 10立方メートルまで 953円（20立方メートルまで 1,906円）
- 従量料金 1立方メートルにつき 153円

1. 水道水を使用している場合は、その水道水の使用量が排除水量となります。
2. 給水装置を2以上の使用者が共用している場合において、使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して認定します。
3. 水道水以外の井戸水などを使用している一般家庭の場合は、使用人数などから水道水の平均使用水量を排除汚水量として算定します。
4. 製氷業などのように使用水量と排除汚水量が大きく異なる使用者の方は排除汚水量及びその算出根拠を記載した申告が必要です。
5. 月の途中で公共下水道の使用を開始、又は休止等があった場合の使用料は、下記のとおりとなります。

（1）使用日数が15日以下で、使用水量が基本料金に係る水量の2分の1以下のときは基本料金の2分の1とし、基本料金に係る水量の2分の1を超えるときは1か月分として算定した基本料金及び超過料金

（2）使用日数が15日を越えたときは、1か月分として算定した基本料金及び超過料金

（3）使用日数が45日以下で、使用水量が基本料金に係る水量の2分の3以下のときは基本料金の2分の3とし、基本料金に係る水量の2分の3を超えるときは2か月分として算定した基本料金及び超過料金

（4）使用日数が45日を越えたときは、2か月分として算定した基本料金及び超過料金

上記の3の井戸水を使用している場合の使用料金は次のとおりです。

表2.2 井戸水等の使用料の認定基準

世帯員数	認定使用水量（1月当り）
1人	4.98m <sup>3</sup>
2人	9.96m <sup>3</sup>
3人	14.94m <sup>3</sup>
4人	19.92m <sup>3</sup>
5人	24.90m <sup>3</sup>
6人	29.88m <sup>3</sup>

世帯員は、1人増すごとに4.98m<sup>3</sup>を加算します。

表2.3 下水道使用料金の体系

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	◎上水道を利用している場合 0~10m <sup>3</sup> =953円/月（基本料金） 10m <sup>3</sup> ~ =153円/m <sup>3</sup> （超過料金） ※税抜き料金 ◎井戸水、上水道と井戸水を併用して利用している場合 1世帯=1,906円/月（基本料金） 利用人数1人あたり1,524円/月 ※税抜き料金						
業務用使用料体系の概要・考え方	一般家庭用使用料と同じ						
その他の使用料体系の概要・考え方	一般家庭用使用料と同じ						
条例上の使用料※2 （20m <sup>3</sup> あたり） ※過去3年度分を記載	H29年度	2,681	円	実質的な使用料※3 （20m <sup>3</sup> あたり） ※過去3年度分を記載	H29年度	2,689	円
	H30年度	2,681	円		H30年度	2,789	円
	R元年度	2,731	円		R元年度	2,833	円

※2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

なお、令和元年度は10月1日より消費税が10%に改正されたため、改正後の値としている。

※3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

### (3) 組織

本町の公共下水道事業の組織体系（令和2年度）は、次のとおりです。

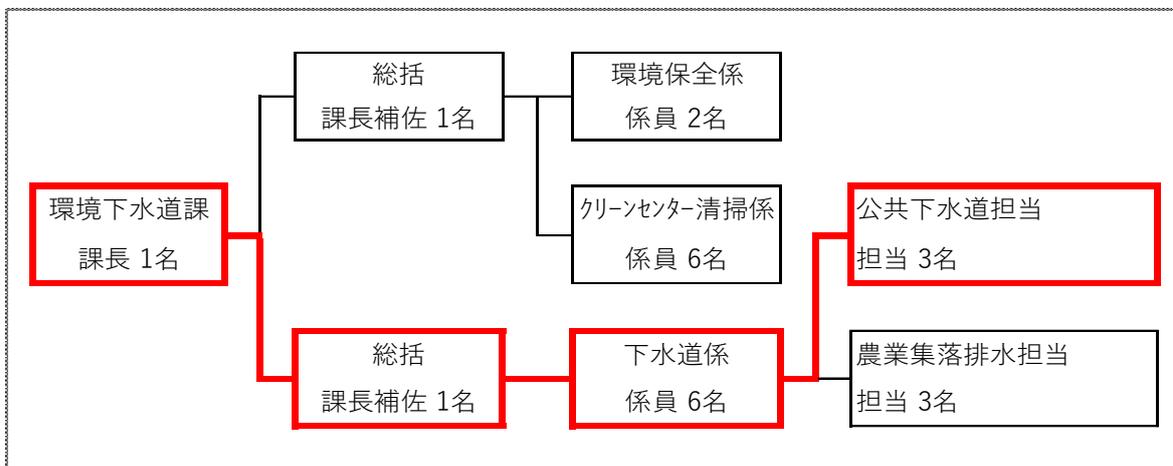


図2.1 公共下水道事業担当部局の組織体系

- 令和2年4月1日現在、環境下水道課下水道係においては、図2.1のとおり、公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽のそれぞれの事務を7名で対応しています。
- 公共下水道担当3名のうち、1名が合併処理浄化槽設置事業を兼任しています。

## 2. 民間活力の活用等

本町の公共下水道事業における民間活力の活用等については、次に示すとおりです。

表2.4 民間活力の活用等

民間活力の活用等	ア 民間委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 三木浄化センター及びマンホールポンプ場の管理を民間業者へ委託しています。</li> <li>• 下水道使用料の徴収事務を香川県広域水道企業団へ委託しています。</li> </ul>
	イ 指定管理者制度	• 現時点では実施していません。
	ウ PPP・PFI	• 現時点では実施していません。
資産活用状況	ア エネルギー利用 <sup>※4</sup>	• 現時点では実施していません。
	イ 土地・施設等利用 <sup>※5</sup>	• 現時点では実施していません。

※4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源（資産を含む）を用いた収入増につながる取組を指す。

※5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、公共下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す（単純な売却は除く）。

### 3. 経営比較分析表を活用した現状分析

公共下水道事業の経営に関わる現状分析は、経営比較分析表に示すとおりです。

経営比較分析表は、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握するためのものです。

# 経営比較分析表（令和元年度決算）

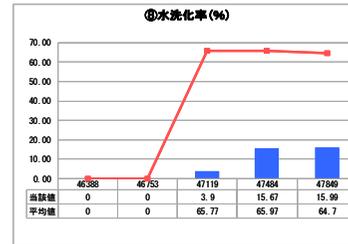
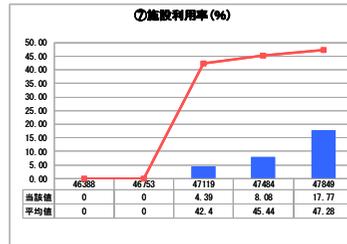
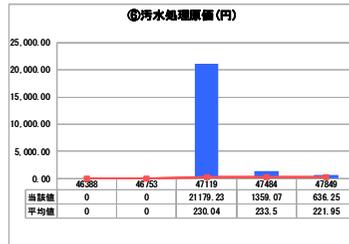
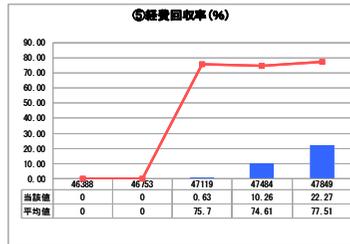
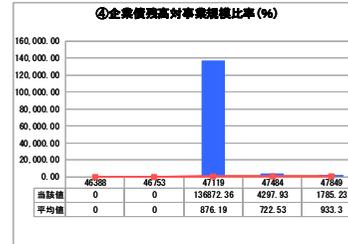
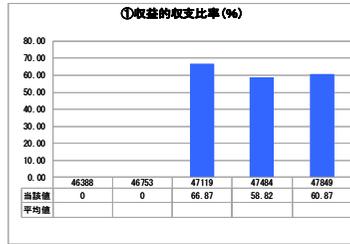
香川県 三木町

業種名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	公共下水道	Cg3	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1対月20㎡以上処理量割合(円)
-	該当数値なし	24.49	77.40	2.731

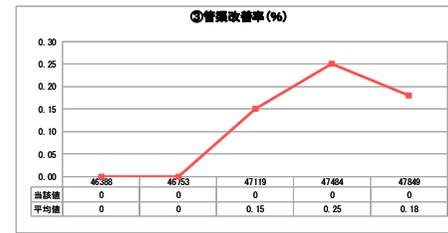
人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
28,080	75.78	370.55
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
6,842	1.52	4,501.32

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
■ 類似団体平均値(平均値)
【】 令和元年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



※1年間に改築更新管渠延長が、総管渠延長に占める割合を表した指標

## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

①60%前後を推移しており、100%に達しておらず赤字状況となります。主な要因としては、供用開始からの年数も浅く、水洗化率が低迷していることに伴い使用料収入が少なく、維持管理に要する費用を賄っていないことが要因となっています。

②平成29年度は、年度途中の供用開始のため使用料収入が小さく、これに対する企業債残高の割合に非常に高い値を示していましたが、翌年度以降、使用料収入の増加とともに改善され、水洗化率の向上にもない改善の見込みですが、今後も企業債残高は増加する見込みのため、使用料増収に努めます。

③類似団体と比べても低く乖離した状況ですが、水洗化率の向上とともに改善される見込みです。100%を超えるよう水洗化率向上を図ります。

④稼働率の向上とともに改善傾向ですが、類似団体と比較して高い値を示しています。施設規模に比して処理する汚水量が少なく、運転効率が悪い状態ですが、水洗化率の向上にもない改善される見込みです。今後も水洗化率の向上と汚水処理に係る経費の削減に努めていきます。

⑤令和元年度において17.77%となっており、類似団体と比べても低い値を示していますが、他の指標同様に水洗化率が低いことが要因であり、稼働率の向上にもない改善される見込みです。

⑥類似団体とも乖離した状況であり、稼働率が低迷していることを示します。数値の伸びが少ない要因は、汚水処理開始区域が順調に拡大し、処理区域内人口が増加していることも挙げられます。

### 2. 老朽化の状況について

本町では、供用開始からの経過年数が浅く、該当する数値はありません。

## 全体総括

収益的収支比率の値に比べ、経費回収率が低い値を示していることから汚水処理の経費が一般会計からの繰入金に依存している状況が窺えます。水洗化率の低迷が要因であり、水洗化率の向上が必要です。

また、①及び⑥も類似団体と比べ高い値を示しています。一般的に使用料収入に比べて事業や施設規模が大きい場合に高い値を示しますが、現有している汚水処理能力と比べ、処理している汚水処理量が小さい（施設利用率が低い）ことが要因です。現在、処理場は計画の最小規模で稼働しており、運転経費の大幅な削減は見込めないことから、施設規模に見合った処理量の確保（=水洗化率の向上）が求められています。

令和2年度策定中の経営戦略により財政的な見地から検証、分析、課題等の抽出をし、安定的・継続的な事業運営を推進する必要があります。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

経営比較分析表において、比較対象として掲載されている類似団体とは、処理区域内人口別区分、処理区域内人口密度別区分、供用開始後年数別区分により類型化され、同一区分に分類された団体の平均値を示します。

本町の場合、処理区域内人口別区分が3万人未満、処理区域内人口密度区分が25人以上/ha、供用開始後年数別区分が15年未満の区分に類型されています。

#### (1) 経営の健全性・効率性に係る分析

①収益的収支比率(%)：料金収入や一般会計からの繰入金等の総収益で総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標で、単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要です。

60%前後を推移しており、100%に達しておらず赤字状況となります。主な要因としては、供用開始からの年数も浅いことありますが、水洗化率が低迷しており、使用料収入が少ないため、維持管理に要する費用を賄えていないことが要因となっています。

②累積欠損金比率(%)：営業収益に対する累積欠損金(営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した欠損金のこと)の状況を表す指標で、累積欠損金が発生していないことを示す0%であることが求められます。

本町では、公営企業会計非適用であるため、該当する数値がありません。

③流動比率(%)：短期的な債務に対する支払能力を表す指標で、1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す100%以上であることが必要です。一般的に100%を下回るということは、1年以内に現金化できる資産で、1年以内に支払わなければならない負債を賄えておらず、支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要があります。

本町では、公営企業会計非適用であるため、該当する数値がありません。

④企業債残高対事業規模比率(%)：料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標となります。

H29年度は、同年度途中から供用を開始したため、使用料収入が少ないことの影響により、企業債残高の割合が非常に高い値を示していましたが、翌年度以降は、使用料

収入の増加とともに改善されてきています。今後は、水洗化率の向上とともに、さらなる改善が見込める予定ですが、令和17年度概成に伴う建設投資の企業債の新規発行も必要となることから、企業債残高も増加する見通しであり、適正な使用料収入の確保に努める必要があります。

- ⑤経費回収率（％）：使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す100%以上であることが必要となります。数値が100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味します。

令和元年度において22.27%と低い値を示し、類似団体とも乖離した状況ですが、供用開始からの経過年数が浅く、水洗化率の向上とともに改善される見込みであります。100%を超えることを目標に水洗化率の向上を図る必要があります。

- ⑥汚水処理原価（円）：有収水量1 m<sup>3</sup>あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。明確な数値基準はありませんが、経年比較や類似団体との比較で効率的な汚水処理が実施されているかを分析する必要があります。

接続率の向上とともに改善されてきてはいるものの、類似団体と比較して高い値を示しています。施設規模に比して処理する汚水量が少なく、運転効率が悪いことを示しますが、水洗化率の向上にともない改善される見込みであり、水洗化率の向上に努めるとともに汚水処理に係る経費の削減に努めていきます。

- ⑦施設利用率（％）：施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。

令和元年度において17.77%となっており、類似団体と比べても低い値を示していますが、他の指標同様に水洗化率が低いことが要因であり、接続率の向上にともない改善される見込みとなります。

- ⑧水洗化率（％）：現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。当該指標については、公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から100%となっていることが望ましいです。

令和元年度において15.99%と低く、類似団体とも乖離した状況であり、接続率が低迷している状況です。平成30年度からの数値の伸びが少ない要因は、污水处理を開始した区域が順調に拡大し、処理区域内人口が増加していることも挙げられます。

## (2) 老朽化の状況

- ①有形固定資産減価償却率(%)：有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示している。一般的には、数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、将来の施設の改築(更新・長寿命化)等の必要性を推測することができます。

本町では、公営企業会計非適用であるため、該当する数値がありません。

- ②管渠老朽化率(%)：法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標で、管渠の老朽化度合を示しています。一般的には、数値が高い場合には法定耐用年数を経過した管渠を多く保有しており、管渠の改築等の必要性を推測することができます。また、数値が低い場合であっても、将来的には耐用年数に達することから、改築・更新時期を迎える管渠が増加すること等が考えられるため、設備の回復・予防保全のための修繕や事業費の平準化を図り、計画的かつ効率的な維持修繕・改築更新に取り組む必要があります。

本町では、公営企業会計非適用であるため、該当する数値がありません。

- ③管渠改善率(%)：当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できます。当該指標については、明確な数値基準はありませんが、例えば、数値が2%の場合、すべての管路を更新するのに50年かかる更新ペースであることが把握できます。

本町では、供用開始からの経過年数が浅く、該当する数値はありません。

## (3) 分析結果の総括

収益的収支比率の値に比べ、経費回収率が低い値を示しています。このことから、本来、使用料収入によって賄われるべき污水处理の経費が一般会計からの繰入金に依存している状況が窺えます。水洗化率の低迷が大きな要因であり、水洗化率の向上が急務となっています。

また、企業債残高対事業規模比率及び污水处理原価も類似団体と比べ高い値を示しています。一般的に使用料収入に比べて事業規模や施設規模が大きい場合に高い値を示す

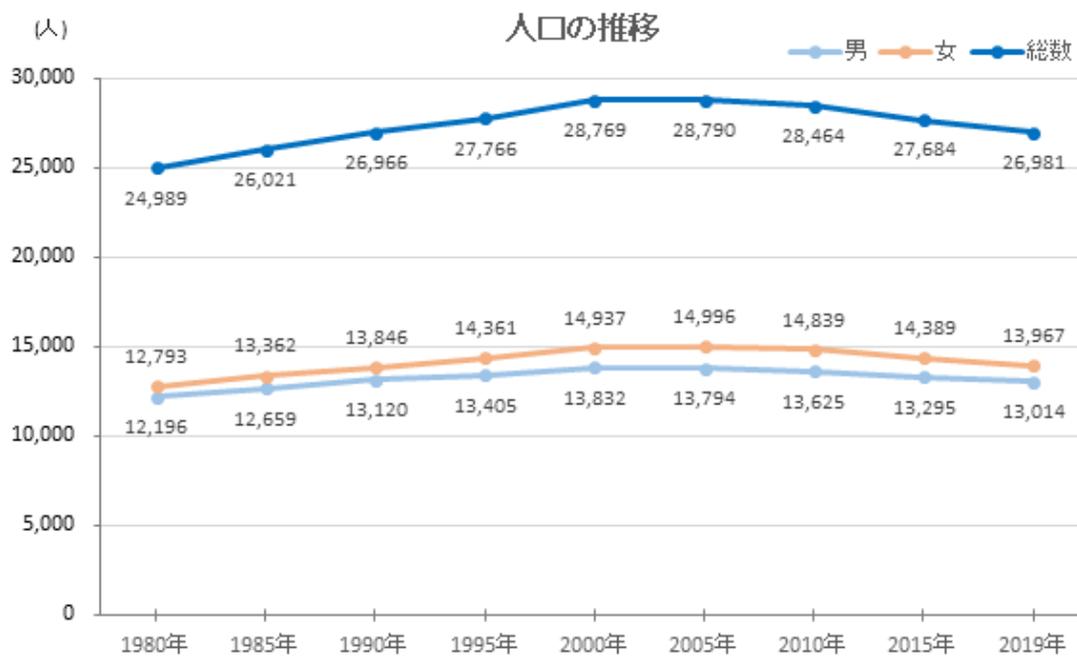
指標となりますが、現有している汚水処理能力と比べ、実際に処理している汚水処理量が小さい（施設利用率が低い）ことが要因となっています。現在、稼働している処理場の規模は計画の最小規模で稼働しており、運転経費の大幅な削減は見込めないことから、施設規模に見合った処理水量の確保（＝水洗化率の向上）が求められています。

公共下水道事業は、公営企業として水道事業と同様に利用者からの料金によって経営を賄う事業です。本事業の健全な運営を持続するためにも、早期の接続率の向上に努めるとともに、本経営戦略により財政的な見地から検証、分析、課題等の抽出をし、安定的・継続的な事業運営を推進するための中長期的な経営の基本計画として活用していく必要があります。

### 第3章 将来の事業環境

#### 1. 処理区域人口及び水洗化人口の予測

本町の人口は、平成17年（2005年）の28,790人をピークに減少傾向にあり、令和元年（2019年）には、およそ30年ぶりに人口27,000人を割り込みました。



出典：三木町人口ビジョン改訂版

図3.1 行政人口の推移

国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」いう。）が公表している「日本の地域別将来推計人口』に準拠した本町の将来人口の推計によると、本町の総人口は、図3.2に示すとおり年々減少し、2065年度（令和47年度）には15,176人まで減少すると予測され、今後も更なる人口減少が見込まれています。また、令和3年3月に策定予定の三木町人口ビジョン（改訂版）では、段階的な社会増を図り、2065年（令和47年）に将来推計人口17,215人を目標人口としています。

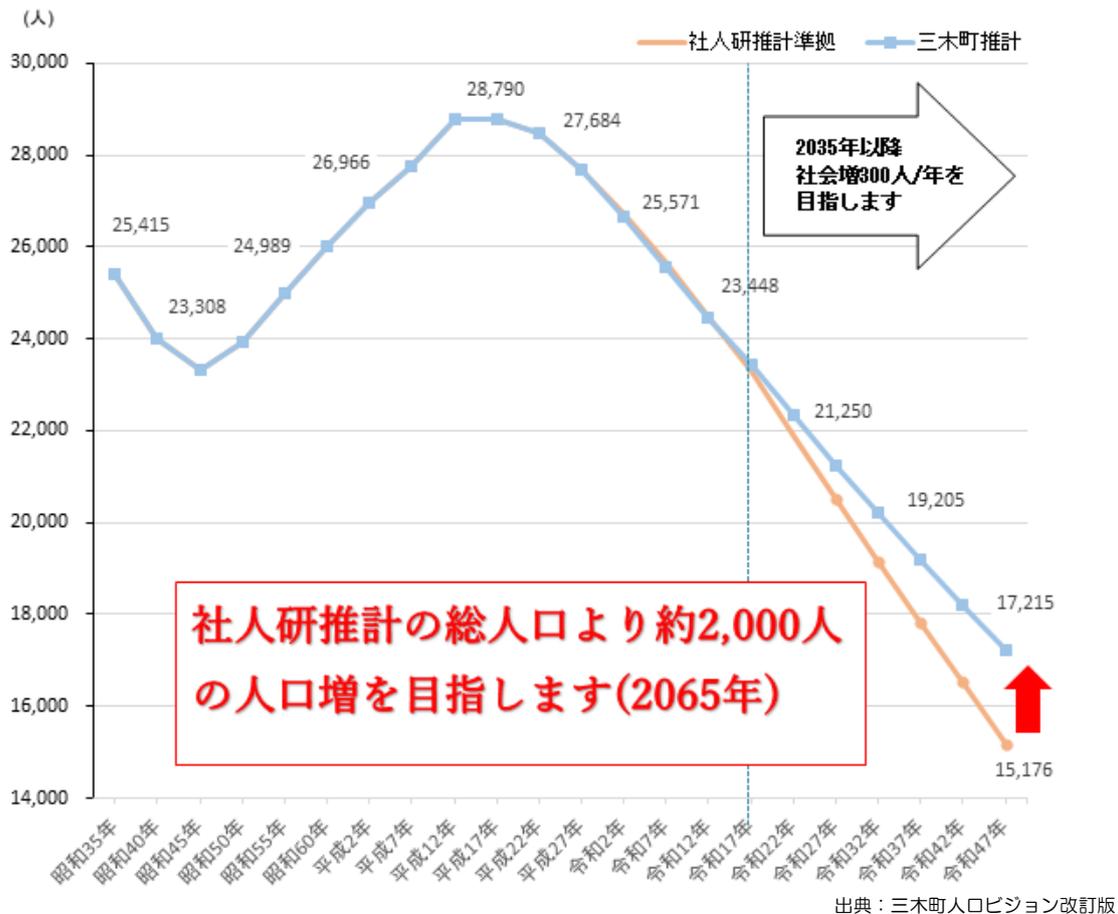


図3.2 行政人口の長期見通し

人口の減少は使用料収入の減収を招き、ひいては公共下水道事業の経営や施設管理等、持続的なサービスの提供に影響がることから、投資（支出）と財源（収入）を均衡させ、安定的な経営を実現するためには、現状を正しく把握し、将来計画を推計する必要があります。

このような状況を踏まえ、下水道事業において重要な人口指標の予測については、次のとおりとしました。

- 下水道区域人口は、本町が公共下水道事業において下水道の整備を予定している区域全体の人口を示します（公共下水道に統合する農業集落排水事業の井上南部地区及び三木東地区を含みます）。
- 下水道区域人口の推計は、平成27年度に策定した「三木町生活排水処理構想」において推定した下水道区域人口を採用しています。
- 下水道区域人口の推計は、社人研が推定した行政人口をベースに町内における地区間移動を考慮して推計しています。

- 処理区域人口は、管路施設の整備が完了し、下水道が使用できる環境が整った区域の人口を示します。  
処理区域人口の推計は、令和元年度末までの実績に下水道区域人口の減少率を乗じたものに、投資計画に基づき、今後整備する区域の推定人口密度を乗じた人数を加算して推計しました。
- 処理区域の拡大は、投資計画に基づき、令和17年度に管路施設の整備を概成する計画としています。
- 水洗化人口は、汚水処理が開始された区域（供用開始区域）のうち、実際に下水道に接続し利用を開始している人口のことを指します。
- 水洗化人口の推計は、水洗化人口（令和元年度末までの実績）に処理区域人口の減少率を乗じたものに、投資計画に基づき、今後拡大する処理区域人口に供用開始からの経過年数ごとに設定した接続率を乗じた人数を加算して推計しました。

表3.1 公共下水道事業における区域人口の予測

年 度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R7年度	R12年度
下水道区域人口	15,087人	14,967人	14,874人	14,220人	13,650人	13,050人
処理区域人口	4,845人	4,870人	6,842人	7,149人	9,376人	10,687人
水洗化人口	189人	763人	1,094人	1,661人	3,590人	4,989人

※三木東地区は令和2年度に公共下水道区域に位置付ける予定であるが平成29年度から三木東地区を加えた値としている。

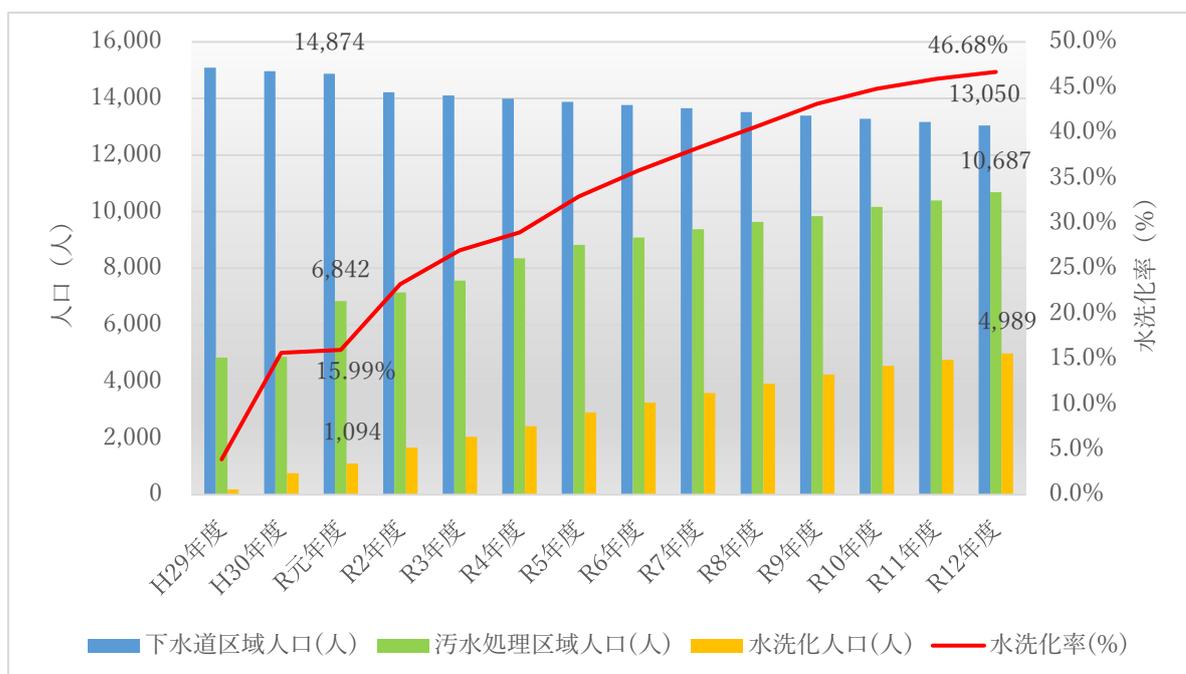


図3.3 処理区域人口と水洗化人口の予測

## 2. 有収水量の予測

有収水量の予測については次のとおりです。

- 有収水量＝水洗化人口×1人当たりの有収水量＋事業所排水量

1人当たりの有収水量は、直近の傾向から求めることが妥当と思われるが、本町の公共下水道事業の場合は、供用開始から経過年数が浅いため、年度途中から水洗化した人口も多く、年間有収水量を年度末時点の水洗化人口で除して1人当たり有収水量を算出すると過小な値となることから、1人1日当たり給水量の実績値（225ℓ）を基準値として推定し、これに事業所からの排水量見込み値（計画排水量×地区毎の接続率）を加算して推定しました。

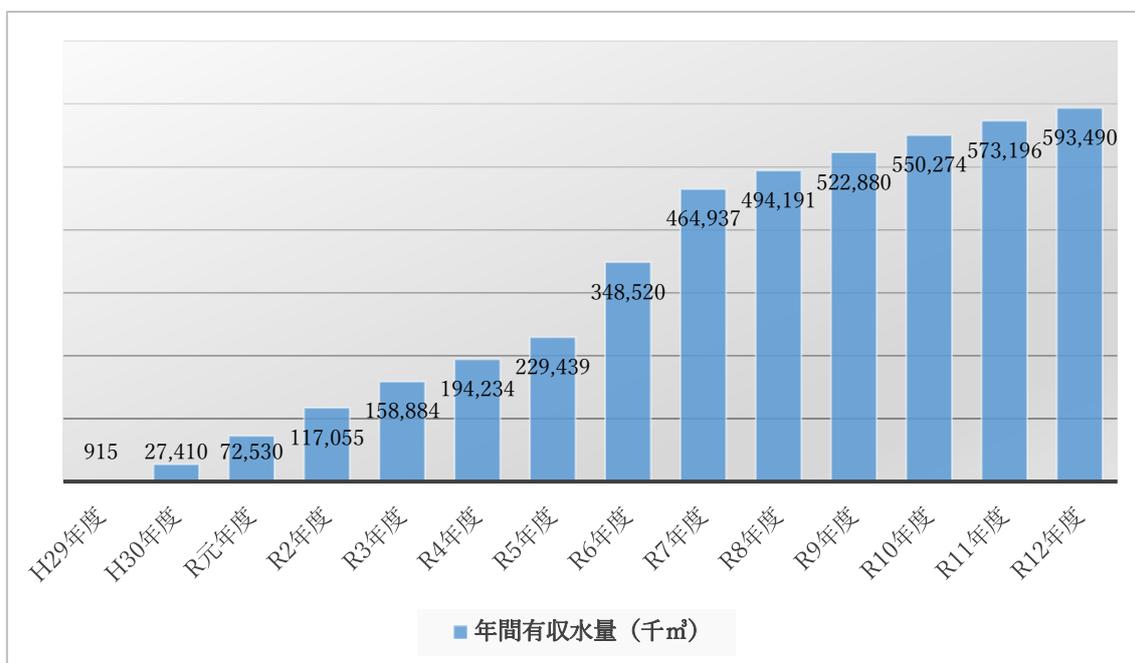


図3.4 有収水量の予測

### 3. 使用料収入の見通し

使用料収入の見通しについては次のとおりです。

- 使用料収入見通し＝有収水量×直近の傾向から求めた有収水量当たり使用料収入

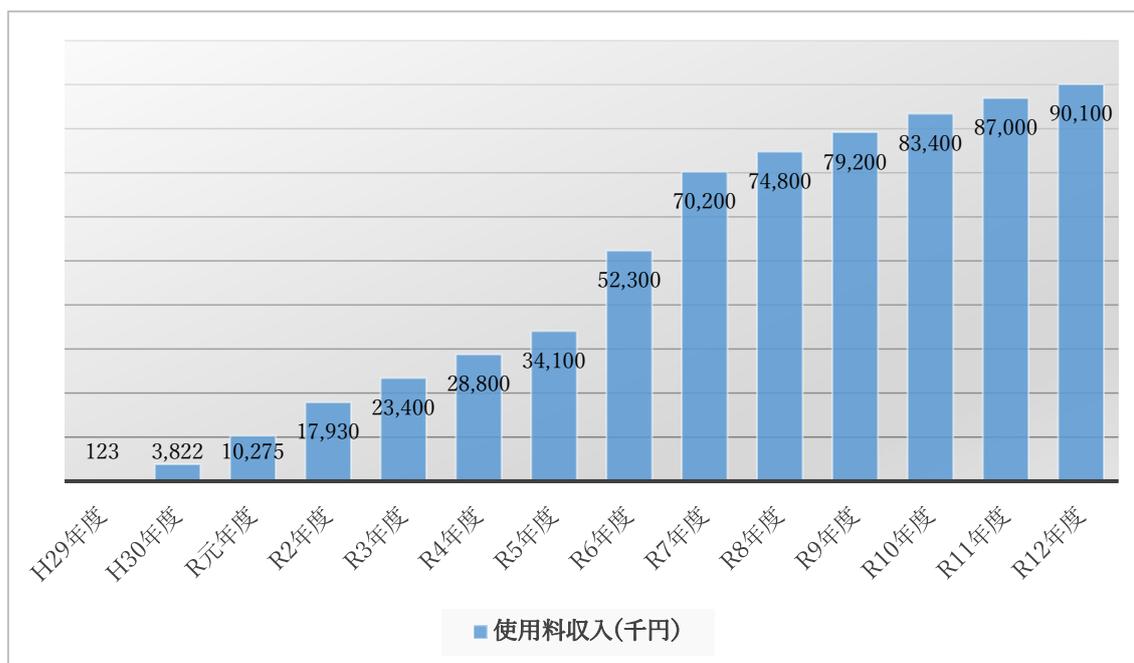


図3.5 使用料収入の予測

### 4. 施設の見通し

施設の見通しについては次のとおりです。

- 三木浄化センターについては、供用開始からの経過年数が浅く、現時点においては更新が急がれるものではありません。計装機器等の精密機器の消耗部品の交換やオーバーホールなど機器の管理を適切に実行し、設備の長寿命化に努めます。  
また、ストックマネジメント計画の見直しを定期的を実施し、将来、発生する施設の改修に計画的に取り組むものとしします。

## 5. 組織の見通し

組織の見通しは次のとおりです。

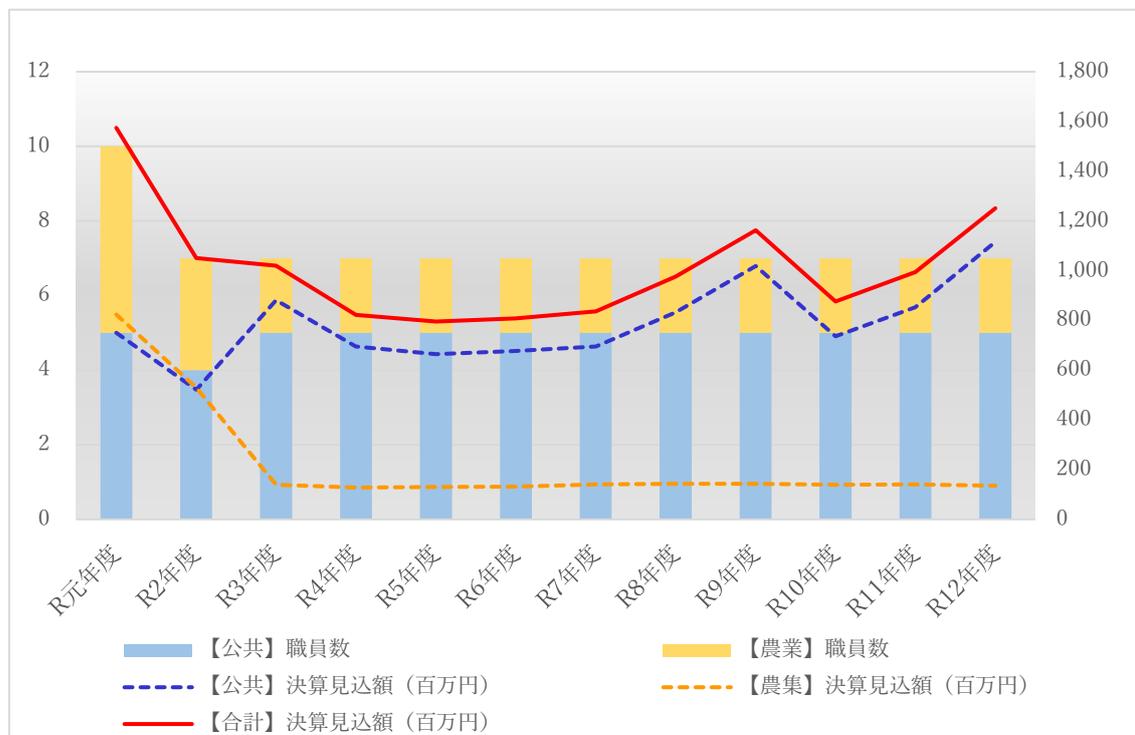


図3.6 下水道事業に係る職員数の見通し

- 令和17年度に公共下水道事業区域の概成を目指すものとし、今後も継続して管路施設の整備を計画的に進めていきます。
- 現在の水洗化率は類似団体と比べても低い値となっており、下水道事業の健全な運営を確保するためにも、啓発活動等の普及促進に注力し、水洗化率の向上を図る必要があります。また、管路整備の進捗に合わせて、段階的に供用開始区域を拡大していく予定であり、今後も新規の接続申請件数は維持される見通しです。
- このため、現在の下水道係に所属する人員構成が本町の下水道事業を運営していく上での最低ラインと考えています。
- 下水道係が所管する事業の軽重に応じ、限られた人員を適切に配分し、業務の効率化を図るとともに、公共下水道事業の広域化や民間事業者等との連携による経営の効率化を検討しつつ、技術の維持・継承についても経営に支障をきたすことのないよう継続します。

	(現況)		(見直後)
公共下水道事業担当	3人	⇒	4人
農業集落排水事業担当	3人	⇒	2人

## 第4章 経営の基本方針

経営の基本方針は次のとおりです。

### 1. 公共下水道事業の役割

生活水準の向上に伴う生活排水等による河川汚濁を改善し、環境、水質を保全するため本町では、平成17年から公共下水道事業に取り組み、平成29年9月より供用を開始しています。

今後とも、環境、水質保全の観点から更なる加入者増加に向けての取組が必要とされます。また、公共下水道事業及び農業集落排水事業の区域以外については、合併浄化槽設置の促進を図ります。

### 2. 経営方針

人口減少や少子高齢化の進行、生活様式の多様化、省資源化など下水道事業を取り巻く環境の変化により、持続可能な下水道経営が求められています。

本町では持続可能な下水道経営の実現のため、次の基本方針を目標とするとともに、経営環境の様々な変化にあわせて、適宜見直しをすることで、「安全・安心な下水道サービスを安定かつ持続して提供」することを経営方針とします。

#### (1) 下水道の未普及区域の早期解消

- ① 管路施設の整備を促進し、令和17年度の概成
- ② 整備手法の検討（安く、早く整備するための新技術の導入の検討）

#### (2) 投資の効率化

- ① スtockマネジメント計画に基づく計画的な施設更新
- ② 包括的民間委託を活用した維持管理運営費の削減
- ③ 広域化・共同化・最適化の検討

#### (3) 経営基盤の強化

- ① 早期水洗化の促進（水洗化率の向上）
- ② 運営体制の強化（民間活力の活用、職員の継続的な研修）
- ③ 収支構造の適正化（公営企業会計の導入、使用料の適正化）
- ④ 他会計からの繰入金金の低減

公共下水道事業は、公営企業として水道事業と同様に利用者からの料金によって経営を賄う事業です。

本町の公共下水道事業は供用開始から3年と経過年数が浅いこともありますが、令和元年度末時点で15.99%と類似団体の水洗化率と比べても低い値となっています。

このため、積極的な下水道事業の役割や有意性の啓発活動を展開し、下水道への接続を図るとともに、安定的な使用料収入の確保に努めます。

また、他市町の事例にもみられるとおり、将来においては少子高齢化の進行に伴う人口減少による使用料の減収が想定され、一方では施設・整備の老朽化による修繕費用等の必要経費の増加が見込まれるなど、公共下水道事業を取り巻く経営環境は大変厳しくなることが予想されています。

将来にわたって健全な経営を行っていくためには、コスト削減を合理的に進めていくことが必要です。また、経営環境の様々な変化をモニタリングし、今後の料金改定の必要性についても継続的に検討を続け、財源の確保を図っていきます。

## 第5章 投資・財政計画

### 1. 投資・財政計画について

#### (1) 収支計画のうち投資についての説明

##### ① 投資の目標に関する事項

- 令和元年度末時点で約44%にとどまっている公共下水道事業の管路施設整備率※を令和12年度末時点で84.8%を達成することを目指します。

※管路施設が整備された面積を下水道区域面積で除した値。公共下水道に統合予定である農業集落排水事業井上南部地区と三木東地区を加えて算定しています。

計画期間内（令和3年度～令和12年度）に予定している整備計画は次のとおりです。

表5.1 管路施設等の整備計画

処理区	地区	整備施設
公共下水道 三木処理区	北部地区	管路施設 L= 7.33km ポンプ施設 10か所
	中部地区	管路施設 L= 1.03km ポンプ施設 1か所
	南部地区	管路施設 L=14.92km ポンプ施設 2か所
	東部北地区	管路施設 L= 6.31km ポンプ施設 5か所
	東部南地区	管路施設 L= 3.00km ポンプ施設 2か所

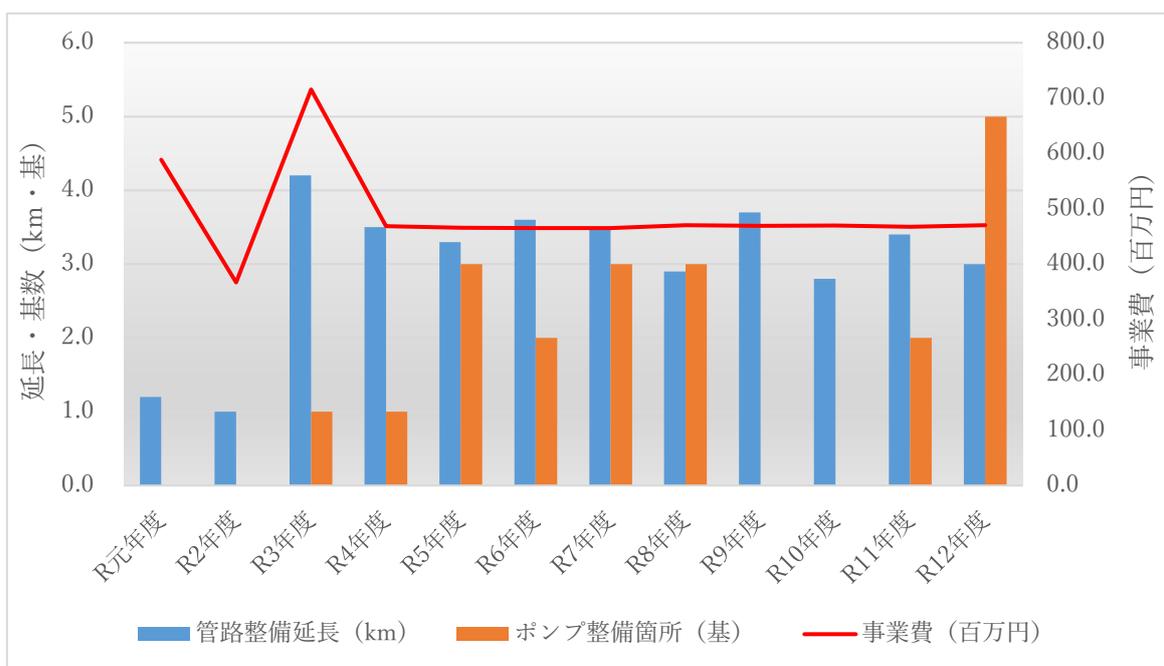


図5.1 計画期間内の管路施設整備の見込み

また、三木浄化センターは、令和元年度末現在において1日最大で1500m<sup>3</sup>を処理できる能力を有しています。今後は処理水量の増加にともない、段階的に整備を進める計画としています。

計画期間内については、汚水量の流入予想に基づき、図5.2に示す予定で増設工事を進める計画としています。

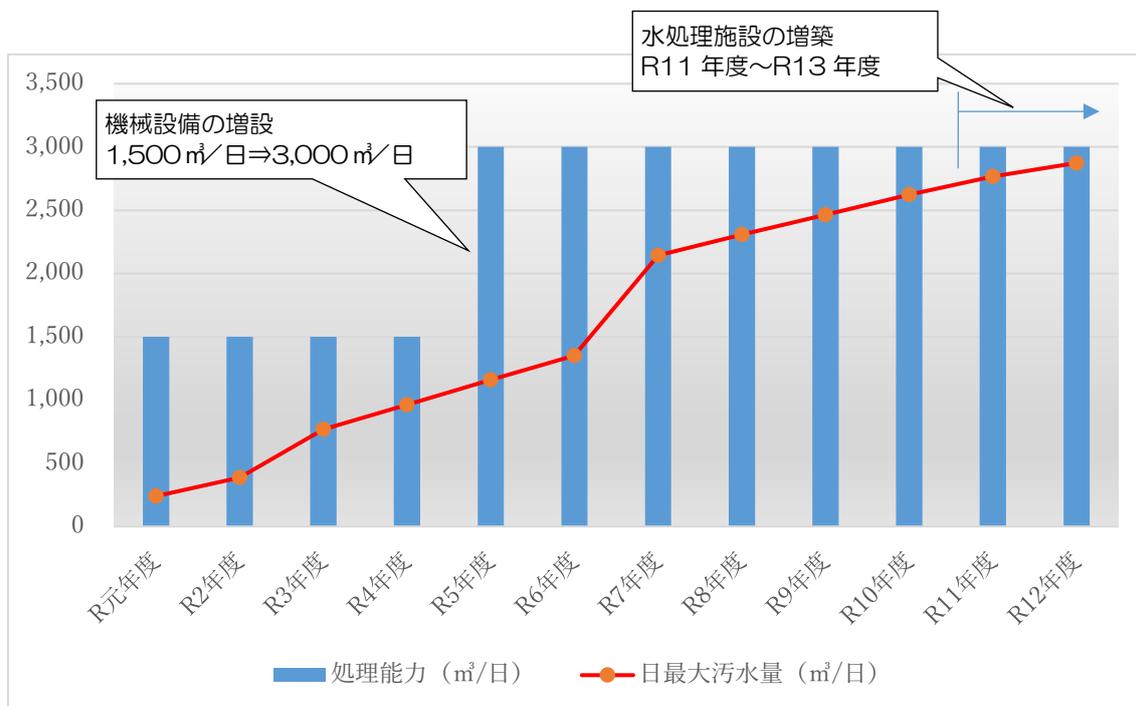


図5.2 計画期間内の三木浄化センター増設計画の見込み

## ② 管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

- 施設の更新需要は、耐用年数及び目標耐用年数を目途として更新を実施する計画となります。本町の公共下水道は供用開始後3年と経過年数が浅く、計画期間内に更新を実施する予定はありません。
- 三木浄化センターは、汚水処理技術の中でも比較的新しい膜分離活性汚泥法を採用しています。国内において膜分離活性汚泥法の採用事例が少なく、この処理方法において核となる膜装置の明確な耐用年数は実績が少なく明確ではありませんが、一般的には10年程度とされています。
- 本町では、膜装置の適切な保守管理と定期的なメンテナンスを実施し、ストックマネジメントガイドラインに示される耐用年数の1.5倍の15年を目標耐用年数に設備の長寿命化に努めます。

## (2) 収支計画のうち財源についての説明

- 収益的収支比率：94%以上を目指します。（令和元年度：60.87%）

料金収入等や繰入金の収益で維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。水洗化率の向上に伴い数値は上昇しますが、依然100%を下回る見込みとなることから、下水道接続の啓発活動に注力し、目標の水洗化率を上積みするとともに、維持管理費のコスト削減を図り、健全な状況を目指して経営努力を継続することとします。

- 経費回収率：95%を目指します。（令和元年度：22.27%）

料金収入で回収すべき経費（維持管理費）をどの程度賄えているかを表した指標であり、本町では供用開始からの経過が短いこともあり、非常に低い値となっています。

今後はより一層、水洗化率の向上を図るとともに、引き続き維持管理費の圧縮を図るなど経営改善に取り組むこととします。

- 水洗化率：46%を目指します。（令和元年度：15.99%）

水洗化率の低迷は、使用料収入で賄うべき経費（維持管理費）をどの程度賄えているかを表した指標であり、本町では供用開始の区域を段階的に拡大している状況であることから、数値の上昇供用開始からの経過が短いこともあり、非常に低い値となっています。

今後はより一層、水洗化率の向上を図るとともに、引き続き維持管理費の圧縮を図るなど経営改善に取り組むものとし、以下の水洗化率の向上を目標として設定します。

供用開始からの経過年数	水洗化率の伸び（%）
• 1年目の区域	15.0%
• 1年目～2年目以内の区域	10.0%
• 2年目～3年目以内の区域	7.0%
• 3年目～10年目以内の区域	3.0%
• 10年目以降の区域	1.0%

### (3) 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の支出（人件費、委託料、修繕費、薬品費、人件費など）の積算の考え方等については次のとおりです。

- 職員給与費：下水道系の業務に従事した職員の過去3年間の平均値より職員1人当たりの給与費を算定し、下水道係に係る職員数の見通し（図3.6）で示した職員数を乗じた額を採用しました。
  - 動力費に関する事項：過去3年間の値から有収水量当たりの動力費を推定し、推定した有収水量に乗じて算定しました。
  - 光熱水費に関する事項：過去3年間の平均値から有収水量当たりの光熱水費を算定し、推定した有収水量に乗じて算定しました。
  - 通信運搬費に関する事項：過去3年間の平均値から有収水量当たりの光熱水費を算定し、推定した有収水量に乗じて算定しました。
  - 修繕費に関する事項：実績が少ないため、令和2年度の実績から有収水量当たりの修繕費を算定し、推定した有収水量に乗じて算定しました。
  - 薬品費に関する事項：実績が少ないため、令和2年度の実績から有収水量当たりの薬品費を算定し、推定した有収水量に乗じて算定しました。
  - 委託費に関する事項：施設の維持管理委託料については令和2年度値を採用し、今後の労務単価の上昇等に対する必要経費の上昇分は、包括的民間委託など発注方式を検討し現状維持するものとししました。  
汚泥処分費については処分量により必要経費が変わってくるため、令和2年度の実績から有収水量当たりの汚泥処分費を算定した値に推定した有収水量に乗じて算定しました。
- また、令和2年度から令和5年度については、地方公営企業法の適用移行事務費を計上しています。
- その他：過去3年間の平均値を採用しました。
  - 支払利息：既発債部分は、償還表に基づき各年度の支払利息を計上しています。新発債部分（令和2年度以降）は、投資計画で予定している額を借入するものとし、直近の実績に基づき予定利率を決定して返済シミュレーションを実施しています。

以上を踏まえた投資・財政計画は、次のとおりです。

図表5.2 投資・財政計画

		(単位:千円, %)											
		年 度											
区 分		令和元年度 (決算)	令和2年度 (決算 見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	63,234	72,073	90,000	109,300	123,600	148,500	176,600	188,700	206,300	220,300	233,000	245,500
	(1) 営 業 収 益 (B)	10,304	17,930	24,100	29,500	34,800	53,000	70,900	75,500	79,900	84,100	87,700	90,800
	ア 料 金 収 入	10,275	17,930	23,400	28,800	34,100	52,300	70,200	74,800	79,200	83,400	87,000	90,100
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)			600	600	600	600	600	600	600	600	600	600
	ウ そ の 他	29		100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	(2) 営 業 外 収 益	52,930	54,143	65,900	79,800	88,800	95,500	105,700	113,200	126,400	136,200	145,300	154,700
	ア 他 会 計 繰 入 金	52,815	54,040	65,800	79,700	88,700	95,400	105,600	113,100	126,300	136,100	145,200	154,600
	イ そ の 他	115	103	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	2 総 費 用 (D)	68,637	82,064	100,688	99,952	94,353	100,335	108,056	109,131	111,353	114,273	116,267	117,909
	(1) 営 業 費 用 (E)	38,914	57,800	64,800	66,600	67,800	76,900	84,600	85,700	87,700	90,100	92,300	94,000
ア 職 員 給 与 費			7,800	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800	
イ そ の 他	38,914	57,800	57,000	58,800	60,000	69,100	76,800	77,900	79,900	82,300	84,500	86,200	
(2) 営 業 外 費 用	29,723	24,264	35,888	33,352	26,553	23,435	23,456	23,431	23,653	24,173	23,967	23,909	
ア 支 払 利 息	22,490	22,364	22,388	23,152	23,353	23,435	23,456	23,431	23,653	24,173	23,967	23,909	
イ そ の 他	7,233	1,900	13,500	10,200	3,200								
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	△ 5,403	△ 9,991	△ 10,688	9,348	29,247	48,165	68,544	79,569	94,947	106,027	116,733	127,591	
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	636,570	420,583	752,990	587,400	545,000	531,700	521,600	650,800	816,500	519,400	624,400	874,500
	(1) 地 方 債 償 還 金	188,600	167,400	332,200	243,200	223,200	219,800	219,900	279,100	354,700	222,100	264,100	364,800
	うち 資 本 費 平 準 化 債												
	(2) 他 会 計 補 助 金	73,984	62,729	115,200	101,300	92,300	77,600	64,400	67,900	72,700	56,900	62,800	74,400
	(3) 他 会 計 借 入 金												
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	199,870	167,110	300,290	236,300	218,900	218,600	218,600	284,300	368,300	220,800	279,200	417,200
	(6) 工 事 負 担 金	133,016	9,736	5,300	6,600	10,600	15,700	18,700	19,500	20,800	19,600	18,300	18,100
	(7) そ の 他	41,100	13,608										
	2 資 本 的 支 出 (G)	682,036	441,111	793,412	596,800	573,663	579,992	590,574	729,920	911,094	625,781	741,080	1,002,031
(1) 建 設 改 良 費	646,790	399,500	739,900	529,900	497,800	497,300	497,400	629,000	797,000	502,100	607,800	859,100	
うち 職 員 給 与 費	36,132	32,062	23,628	31,200	31,200	31,200	31,200	31,200	31,200	31,200	31,200	31,200	
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	35,246	41,611	53,512	66,900	75,863	82,692	93,174	100,920	114,094	123,681	133,280	142,931	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金													
(5) そ の 他													
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 45,466	△ 20,528	△ 40,422	△ 9,400	△ 28,663	△ 48,292	△ 68,974	△ 79,120	△ 94,594	△ 106,381	△ 116,680	△ 127,531	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 50,869	△ 30,519	△ 51,110	△ 52	584	△ 127	△ 430	449	353	△ 354	53	60	
積 立 金 (K)													
前 年 度 からの 繰 越 金 (L)	132,638	81,769	51,250	140	88	672	545	115	564	917	563	616	
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)													
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	81,769	51,250	140	88	672	545	115	564	917	563	616	676	
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	33,414	35,071											
実 質 収 支 黒 字 (P)	48,355	16,179	140	88	672	545	115	564	917	563	616	676	
(N)-(O) 赤 字 (Q)													

(単位:千円,%)

区 分	年 度											
	令和元年度 (決算)	令和2年度 (決算見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
赤字比率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )												
収益的収支比率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	60.87%	58.28%	58.37%	65.51%	72.61%	81.14%	87.76%	89.84%	91.51%	92.58%	93.37%	94.12%
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	10,304	17,930	23,500	28,900	34,200	52,400	70,300	74,900	79,300	83,500	87,100	90,200
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地方債残高 (X)	2,043,950	2,169,739	2,448,427	2,624,727	2,772,064	2,909,172	3,035,898	3,214,078	3,454,684	3,553,103	3,683,923	3,905,792

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度											
	R1 (決算)	R2 (決算見込)	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
収益的収支分	52,815	54,040	65,800	79,700	88,700	95,400	105,600	113,100	126,300	136,100	145,200	154,600
うち基準内繰入金	52,815	54,040	65,800	79,700	88,700	95,400	105,600	113,100	126,300	136,100	145,200	154,600
うち基準外繰入金												
資本的収支分	73,984	62,729	115,200	101,300	92,300	77,600	64,400	67,900	72,700	56,900	62,800	74,400
うち基準内繰入金	4,921	9,935	10,150	10,370	10,568	10,771	11,060	11,300	11,545	11,795	12,051	12,313
うち基準外繰入金	69,063	52,794	105,050	90,930	81,732	66,829	53,340	56,600	61,155	45,105	50,749	62,087
合 計	126,799	116,769	181,000	181,000	181,000	173,000	170,000	181,000	199,000	193,000	208,000	229,000

## 2. 経営指標について

投資・財政計画の検討結果を踏まえて、重要な経営指標の状況を掲載します。

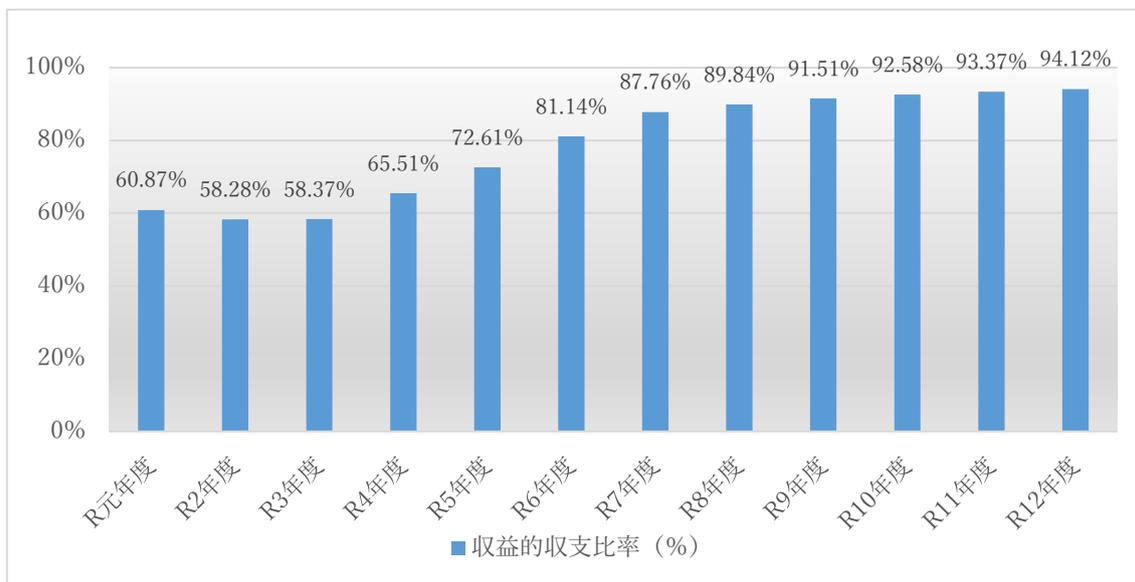
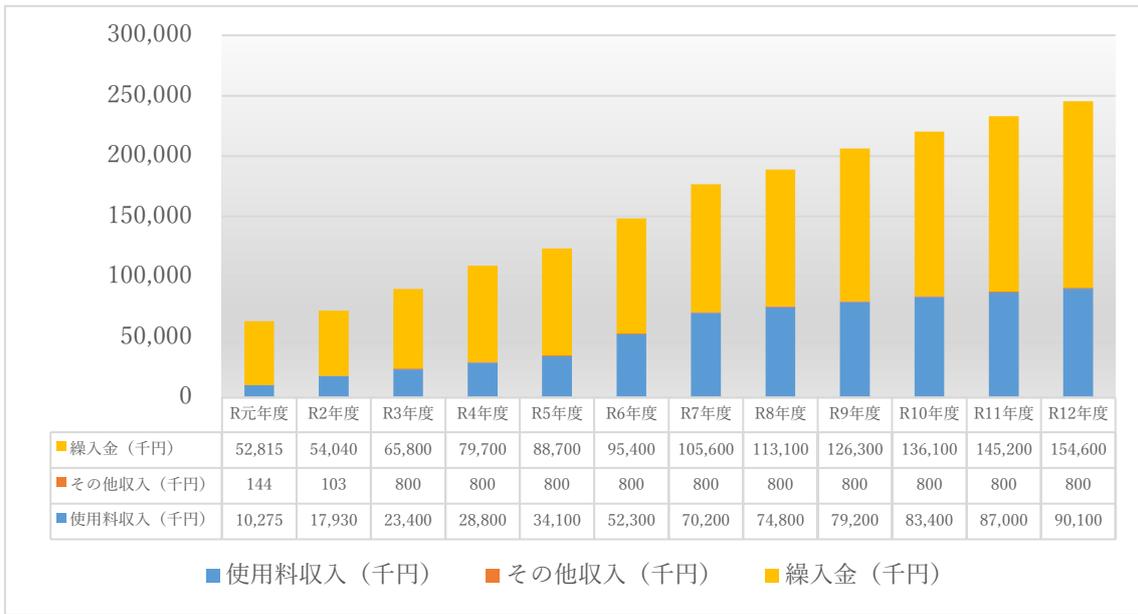


図5.1 収益的収支比率 (%)



図5.2 経費回収率 (%)



図表5.3 収益的収入の財源構成

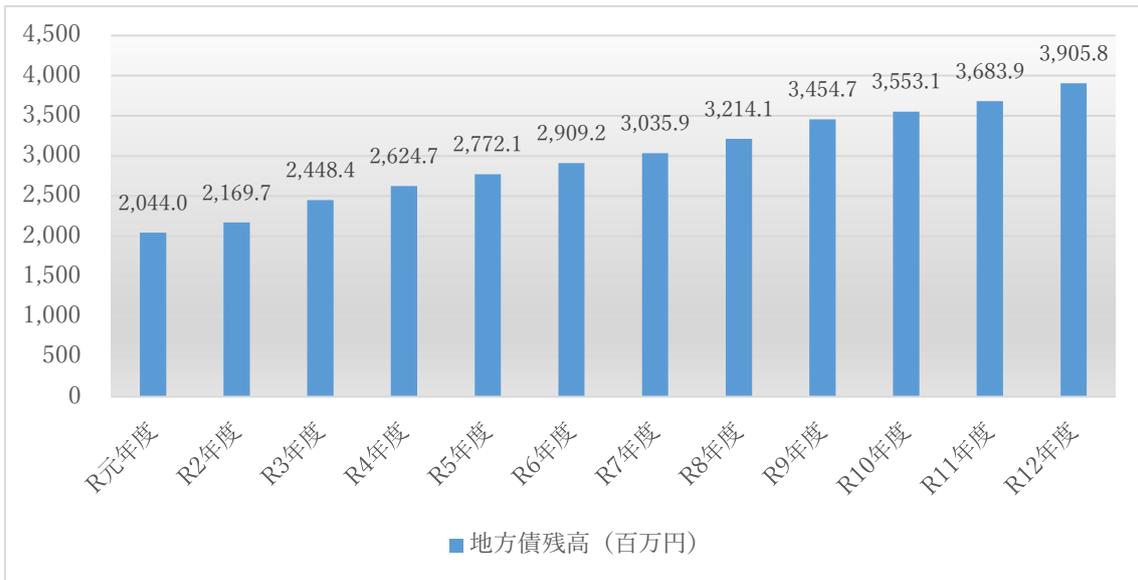


図5.4 地方債残高 (千円)

### 3. 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組

#### (1) 今後の投資についての考え方・検討状況

##### ・広域化・共同化・最適化に関する事項：

本町では、将来の人口減少問題に向けた取り組みとして、平成29年度に農業集落排水事業（井上南部地区）を公共下水道に接続し編入しました。また、令和2年度中に農業集落排水事業（三木東地区）についても公共下水道に編入する予定で進めています。

また、令和2年6月1日に設立された香川県汚水処理事業効率化協議会に参画し、汚水処理事業の広域的な連携や共同実施など広域化・共同化に向けた取り組みを進めています。

##### ・投資の平準化に関する事項：

令和17年度の管路整備の概成に向けて、計画的に整備を進めていきます。事業の安定的な実施を図るため、投資額の平準化を図り、財政負担の均一化を図っていきます。

##### ・民間活力の活用に関する事項（PPP/PFI など）：

全国の先進事例及びそれらのもたらす効果等を勘案して、今後積極的に検討していきます。

##### ・その他の取組：

現時点では、特にありません。

#### (2) 今後の財源についての考え方・検討状況

##### ・使用料の見直しに関する事項：

まずは水洗化率の向上や維持管理費の圧縮など、経営改善の努力を優先しますが、将来的な経営環境の様々な変化をモニタリングし、今後の料金改定の必要性についても継続的に検討を続け、財源の確保を図っていく必要があります。

##### ・資産活用による収入増加の取組について：

下水熱・下水汚泥・発電等のエネルギー利用の取組などや、人口減により使用されなくなった施設等の活用については、その費用対効果等を踏まえ、今後検討していきます。

##### ・その他の取組：

下水道事業の啓発活動に注力し、水洗化率の向上に努めるため、広報誌やホームページなどによる情報提供の充実に努めます。また、子ども達に下水道への関心を深め、事業の必要性等について理解してもらうことを目的に啓発グッズの作成や環境に関するイベントを実施するものとします。

### (3) 投資以外の経費についての考え方・検討状況

- 民間活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど）：他自治体の先進的取組事例の調査を行い、民間活用における官民のリスク分担やそのことによる利害得失（リスク及びメリット）を把握すると共に、個別業務のアウトソーシングから包括的民間委託の導入や施設改修に関わるDBOの導入など段階的な検討を継続的に実施します。  
具体的には、施設の維持管理及び保守点検等について、委託方法や委託範囲の変更とそれに伴う影響やコストの増減等を勘案しつつ、複数年発注や維持管理及び保守点検に小規模修繕をパッケージとするなどの包括的委託の実施を検討していきます。
- 職員給与費に関する事項：令和17年度の管路整備の概成を達成するため、人員削減は困難であるものの、事務処理等の効率化に努め、職員給与費の抑制について今後も検討していきます。
- 動力費に関する事項：三木浄化センターの稼働率の向上に伴い、今後、上昇していくことが予想されます。今後費用が高騰する場合において、進捗管理や収支の見直しの際に推定値の調整を行っていきます。
- 薬品費に関する事項：現時点では、特になしです。
- 修繕費に関する事項：供用開始からの経過年数が短く、早急に改築更新等の必要性はありませんが、ストックマネジメント計画に基づき、機器類の定期的な保守点検を実施、適切な消耗品の交換及びオーバーホールの実施をすることで施設の長寿命化を図っていきます。
- 委託費に関する事項：対象設備と人件費を適正に算出し、委託料を設定していきます。また、委託範囲や包括的民間委託の活用などについて検討をすすめ、年々、労務単価等の改正により上昇傾向にある委託費を抑制（現状維持）に努めます。
- その他の取組：上記以外の項目についても、経営状況や財政状態をより明確にし、年次計画で実施可能な改善テーマを抽出し、費用対効果を勘案して有効なものには積極的に取り組み、経営基盤の強化を図っていきます。

## 第6章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

- 将来にわたって安定的に事業を継続していくため、PDCA（計画・実施・検証・見直し）サイクルの考えに基づき、投資・財政計画の達成状況について毎年度進捗管理を実施するとともに、定期的に計画と実績の乖離を検証・対応していきます。
- 使用料金の変更や民間活力の活用等により、収支計画に大きな修正が必要となる場合においては、見直しを実施するほか、概ね5年ごとに総合的な検証を行い、さらなる現状分析や社会状況の変化などを考慮し、計画の更新を行います。
- また、本町においては公共下水道事業の供用開始にともない、経営の見える化を図るため、公共下水道及び農業集落排水の2事業について、現在の官公庁方式の会計から、公営企業法に基づく公営企業会計へ移行する準備作業を進めており、令和6年度から施行予定としています。このため、次回の経営戦略の更新については、新会計方式に移行する令和6年度と設定します。